

監 査 報 告 書

令和 7 年 第 2 回

大 阪 市 監 査 委 員

目 次

令和 6 年度監査委員監査結果報告の公表について

（環境局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行）	・ ・ ・ ・ ・	1
第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	1
第 3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	1
第 4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	2
第 5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	2
第 6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	2
1 設計における法令順守及びマニュアルの準拠について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	2
2 工事等における積算業務について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	4
3 石綿（アスベスト）含有建材撤去における施工確認について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	5
4 工事における安全管理について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	6
5 監督業務における書面協議について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	7
第 7 その他	・ ・ ・ ・ ・	9

令和 6 年度監査委員監査結果報告の公表について

（こども青少年局における児童福祉施設等の監理事務）	・ ・ ・ ・ ・	15
第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	15
第 2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	15
第 3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	15
第 4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	16
第 5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	16
第 6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	16
1 児童福祉施設の検査について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	16
第 7 その他	・ ・ ・ ・ ・	17

令和 6 年度監査委員監査結果報告の公表について

（中之島高速鉄道株式会社）	・ ・ ・ ・ ・	19
第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	19
第 2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	19
第 3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	19
第 4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	20
第 5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	20
第 6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	20
1 収入印紙の管理記録について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	20
2 計算書類の注記について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	21
第 7 その他	・ ・ ・ ・ ・	22

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(大阪港埠頭ターミナル株式会社)	・ ・ ・ ・ ・	23
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	・ ・ ・ ・ ・	23
第2 監査の種類	・ ・ ・ ・ ・	23
第3 監査の対象	・ ・ ・ ・ ・	23
第4 監査の着眼点	・ ・ ・ ・ ・	24
第5 監査の主な実施内容	・ ・ ・ ・ ・	24
第6 監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	24
1 余剰資金の資金計画作成及び取締役会決議について是正を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	25
2 有価証券の取得決議について是正を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	25
3 P C管理について是正を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	26
4 セキュリティ管理について是正を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	26
5 役員報酬限度額の設定について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	27
6 団体株式の売却について改善を求めたもの	・ ・ ・ ・ ・	27
第7 その他	・ ・ ・ ・ ・	28

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(環境局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査

第3 監査の対象

1 対象事務

環境局所管の請負工事並びに業務委託

主に直近事業年度（令和4・5年度に完成、完了した工事、業務委託）を対象とした。

2 対象所属

環境局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 請負工事や業務委託が適正に施行されないため、工事目的物や委託成果品の性能や品質が確保されず、工事費の不当請求や対策費用の支出により損害が生じるリスク	ア 整備計画等に沿って施設を設計し、設計図書を適切に作成しているか。【設計】	指摘事項 1
	イ 積算基準等に従い、適正に積算を行っているか。【積算】	指摘事項 2
	ウ 受注者が適正に契約を履行していることを確認しているか。【監督】	指摘事項 3 指摘事項 4 指摘事項 5
	エ 検査基準に従い、適正に検査しているか。【検査】	指摘事項 3
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 設計における法令順守及びマニュアルの準拠について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)(以下「品確法」という。)
第7条には、発注者は、公共工事の品質が確保されるよう、公共工事等の仕様書及び設計書の作成を適切に実施しなければならないと記載されており、適切な仕様書及び設計書の作成にあたっては、建築基準法等の関係法令等を確認し、それらに基づいて建築物の設計を行わなければならない。

建築基準法施行令第62条の8には、補強コンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀」

という。)に関する規定が定められており、塀の規模として、①高さは、2.2メートル以下とすること、②壁の厚さは、15センチメートル以上とすること、などが定められている。(ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確認された場合においてはこの限りではない。)

一方、建築基準法施行令には、金属製フェンスを取り付けたブロック塀(以下「フェンス付ブロック塀」という。)に関する規定は定められていないが、ブロック塀施工マニュアル(2020年 第3版 日本建築学会)(以下「施工マニュアル」という。)では、連続フェンス塀の高さ制限について記載されており、全高さは2.2メートル以下、腰壁及びフェンス部分の高さはそれぞれ1.2メートル以下と示されている。

また、本市所管の建築物の敷地等に設置されている既存ブロック塀等については、平成30年の大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊の被害を踏まえ、市有ブロック塀等の安全対策に関する取組方針が策定され、本取組方針に基づき、早急な安全対策が推進されている。

[現状]

今回の監査において、抽出した工事の設計図書を確認したところ、中浜霊園ほか2か所フェンス設置工事(抽出番号4)では既存のブロック塀を改修し、高さ2.2メートルを超えるブロック塀を設置する設計をしていたが、構造計算により構造耐力上安全であることが確認されていなかった。

また、フェンス付ブロック塀については施工マニュアルに準拠しておらず、安全性の確保について確認されていなかった。

[原因]

環境局に確認したところ、地元協議による要望を踏まえる必要があったことから、既存のブロック塀と同じ高さの塀を設計したとしており、ブロック塀については法令順守の重要性を十分に理解していなかったこと、また、フェンス付ブロック塀については施工マニュアルに規定されていることを認識していなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、関係法令や施工マニュアルを踏まえた建築物を設計していないことにより、市民の安全性を確保できないリスク及び本市の信用が失墜するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 環境局は、関係法令や施工マニュアルを踏まえた設計となっているか、設計担当部署として確認する仕組みを構築されたい。
2. 環境局は、不備が確認されたブロック塀及びフェンス付ブロック塀の安全性を確認し、安全性が確認できない場合は規定を満たすために必要な対策を実施されたい。

2 工事等における積算業務について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

品確法第7条には、発注者は、公共工事の品質が確保されるよう、公共工事等の予定価格の作成を適切に実施しなければならないと記載されており、工事等の積算を適正に実施しなければならない。

また、見積依頼における適正な見積りを徴取するためには、口頭での仕様要件の提示は、聞き違い、勘違いが生じる原因となることから、図面や仕様書等として書面により明確に定め、見積業者に明示することが必要である。

[現状]

今回の監査において、抽出した工事等の積算業務及び見積依頼状況を確認したところ、図表－1のとおり積算の不備、及び図表－2のとおり見積依頼の不備が検出された。

図表－1 工事等の積算の不備（計3件）

番号	検出した事項	該当する対象案件 ^(注)
1	特記仕様書に記載している仮設等の費用を計上していなかった。	4、5
2	アスベスト含有物の撤去に係る安全対策費を計上していなかった。	4

(注) 該当する対象案件は、参考 図表－8を参照

図表－2 工事等の見積依頼の不備（計11件）

番号	検出した事項	該当する対象案件 ^(注)
1	現地等での口頭説明のみで、図面や仕様書等として書面により明示して見積依頼していなかった。	1、2、3、7、8 9、10、11、17
2	見積りを1社にしか依頼していなかった。	2、3

(注) 該当する対象案件は、参考 図表－8を参照

[原因]

工事等の見積依頼も含めた積算における基準が十分に理解されておらず、チェック体制が有効に機能していなかったため、積算事務の照査が十分に行えていなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、工事等の見積依頼も含めた積算が適正に行われないことにより、正しい予定価格を設定することができず、最適な契約相手方を選定できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

環境局は、見積依頼も含めた積算基準を、定期的な研修等により積算担当者に周知徹底するとともに、積算照査チェックリストに項目を追加するなど、積算事務の照査を適切に実施する仕組みを構築されたい。

3 石綿（アスベスト）^(注) 含有建材撤去における施工確認について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

公共建築工事標準仕様書（国土交通省監修）（以下「工事標準仕様書」という。）には、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に務めると記載されており、請負工事の安全確保については受注者の責務である。しかし、請負工事の安全管理については市民や工事関係者の人命等に関わる重要事項であり、受注者が法令等に基づいて実施しているか確認指導することが発注者として求められる。

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（以下「法」という。）には、建築物等の解体等に伴うアスベストの除去作業によるアスベストの飛散を防止するため、作業基準の順守義務が規定されており、また、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 6 年 2 月改正）（以下「石綿防止対策マニュアル」という。）には除去作業を適切に行うために、次に示すことが求められている。

（注） 石綿（アスベスト）は、天然の繊維状鉱物で、呼吸器系の疾患を起こす可能性があると言われている。

- 作業開始前までに作業の方法等を記載した作業計画を受注者が作成
- 作業完了後、作業の実施状況の写真等による記録を受注者が作成
- 受注者は発注者に完了結果を書面で報告

発注者が受注者に対してアスベスト含有建材の撤去作業に関わって、作業計画の事前確認や写真等の施工記録によって確認指導することは、法や石綿防止対策マニュアルには記載されていないが、その趣旨に鑑みると、本市として行われるべき取扱いである。

環境局が作成した請負工事監督検査要領（共通編）（以下「監督検査要領」という。）には、検査員は、工事目的物その他の成果品が設計図書及び仕様書等に適合しない場合は、監督職員を通じて請負者に対して、是正の指導又は手直し工事を指示するものとして記載されている。

[現状]

今回の監査において、抽出した工事のアスベスト含有建材の撤去における施工管理状況及び検査状況を確認したところ、中浜霊園ほか 2 か所フェンス設置工事（抽出番号 4）では次のとおり不備が検出された。

- ・ 事前調査結果報告書^(註)の提出及び電子マニフェストで産業廃棄物として処分されたことは確認できたが、監督職員として、作業計画を事前に確認しておらず、また、実施状況の記録を通じて作業計画に基づいた適切な作業が行われたかの確認もしていなかった。

(注) 建築物の解体工事等をする際、石綿含有建材が使用されているかどうかの調査が義務付けられている。

- ・ 発注者が受領していた作業完了報告書が検査時に具備されていなかったにもかかわらず、検査チェック項目になかったことから、検査時に確認せずに検査合格としていた。

[原因]

アスベスト含有建材の撤去作業が法や石綿防止対策マニュアルの趣旨を踏まえて、発注者として、受注者が適正に実施しているか確認する仕組みが構築されていなかったことが原因である。また、検査に関しては、検査チェックリストに今回検出した不備を確認する項目がなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、アスベスト含有建材の撤去に関して、適正に作業をしていたか対外的な説明責任を果たせず本市の信用が失墜するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

1. 環境局は、アスベスト含有建材の撤去において、法や石綿防止対策マニュアル及びその趣旨を改めて理解するために、研修等で関係職員に周知徹底されたい。
2. 環境局は、アスベスト含有建材の撤去において、監督検査要領の見直しなどを行い、法や石綿防止対策マニュアルに基づいて適正に作業を実施しているか確認する仕組みを構築されたい。
3. 環境局は、アスベスト含有建材の撤去において、検査における確認漏れを防ぐよう検査チェックリストに項目を追加するなど、適切に検査業務を実施する仕組みを構築されたい。

4 工事における安全管理について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

工事標準仕様書には、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に務めると記載されており、請負工事の安全確保については受注者の責務である。しかし、請負工事の安全管理については市民や工事関係者の人命等に関わる重要事項であり、受注者が法令等に基づいて実施しているか確認指導することが発注者として求められる。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項には、道路において工事若しくは作業をしようとする者等は、当該場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないと記載されている。

[現状]

今回の監査において、抽出した工事の安全管理状況を確認したところ、図表－３のとおり安全管理の不備が検出された。

図表－３ 工事の安全管理の不備（計３件）

番号	検出した事項	該当する対象案件 ^(注)
１	高所作業時に脚立等の足場を使用せずに、積み上げた資材に乗って作業していた工事写真が確認された。	４
２	道路上に車両を停車してコンクリート打設やコンクリート試験作業を行っている工事写真が確認されたが、道路の使用許可を取得していなかった。	４、６

(注) 該当する対象案件は、参考 図表－８を参照

[原因]

工事中の安全管理への認識が不足していたため、受注者の安全管理の取組を確認し、適切に指導が行えなかったことが原因である。

[リスク]

現状では、受注者に対して安全管理の適切な指導が行われないことにより、市民や工事関係者の安全が確保できないリスクがある。また、事故等の発生により、工事の完成が遅延するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項４]

環境局は、労働安全衛生法、その他関係法令等に基づいて安全に作業を実施しているか確認するため、既存のチェックリストに項目を追加するなど、工事中の安全管理を確認する仕組みを構築し、適切に受注者を指導するよう努められたい。

５ 監督業務における書面協議について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

工事請負契約書及び修繕請負契約書には、発注者は、監督職員の氏名を受注者に通知しなければならないと記載されている。

また、工事請負契約書には、次のとおり記載されている。

- 催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 発注者は、設計図書の変更の必要があると認めるときは、変更内容を受注者に通知しなければならない。

[現状]

今回の監査において、抽出した工事等の書面協議状況を確認したところ、図表－４のとおり

書面による通知等の不備が検出された。

図表－４ 工事等の書面による通知等の不備（計３件）

番号	検出した事項	該当する対象案件 ^(注)
１	監督職員の氏名が受注者に書面により通知されていなかった。	20
２	受注者と書面による設計変更協議（通知・承諾）が行われていなかった。	５、６

（注） 該当する対象案件は、参考 図表－８を参照

〔原因〕

既存のチェックリストに今回検出した不備を確認する項目が不足していたため、受注者との協議が書面で適切に行えていなかったことが原因である。

〔リスク〕

現状では、書面による協議が行われないことにより、受注者との認識に差異が生じるなどにより、紛争に発展するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

〔指摘事項５〕

環境局は、受注者との書面協議を適切に行うため、既存のチェックリストに監督職員通知や設計変更協議の項目を追加するなど、複数名で確認する仕組みを構築されたい。

第7 その他

留意すべき事項

環境局を対象にした工事監査は、平成25年度以来、約10年ぶりに実施したもので、今回の監査対象案件は、令和4・5年度に完成、完了した工事等を対象に約12%の抽出率で選定した。

その結果、過去の工事監査での指摘に対する措置は是正されていたものの、工事等の設計、積算、監督、検査の業務において、改善が必要な事項が計22件検出され、中でも建築に関する検出が12件と過半数を占めており、以下の事項は、人命に関わる重要事項であることから特に留意いただきたい。

一つ目として、環境局は、大気汚染防止法に基づきアスベストに関する規制と監視を行う重要な役割を担っていることから、改めて法や石綿防止対策マニュアルの趣旨に鑑み、安全対策をより一層徹底し、市民や工事関係者の健康を守るため、特に監督職員に対して、アスベストに関する研修など実施されることを強く求める。

また二つ目として、安全管理については、監査委員監査総括でも毎年度、所属長に対してより一層の徹底を促すとともに、実務担当者を対象に技術監査研修など様々な機会を通じて、工事の施工管理における発注者の責務を果たすことを求めてきた。しかし、本監査でも安全管理の不備が複数件確認された。労働安全衛生法では、第一義的な責務は受注者にあるものとして規定されているが、監督職員による請負工事の安全管理は、市民や工事関係者の安全・安心に関わる重要事項であることから、発注者として、受注者に対する法令順守の指導を徹底し、再発防止に取り組まれない。

環境局は、本監査による指摘を踏まえ、担当業務に関する関係法令等の知識の習得に組織的に取り組み、受注者に対して適切な指導が行える仕組みを構築するとともに、現状の人員配置の中で、実務担当者の業務軽減を効果的に進めるため、アウトソーシングを検討することで執行体制の強化を図られたい。また、環境局は入札契約制度改善検討委員会技術部会^(注)を構成する部会員となっており、本市の設備分野の技術基幹局であるが、技術職員における建築職については少数配置であることが本監査での指摘の一つの要因とも考えられる。こうしたことから、体制の強化に向け関係局と協議されたい。

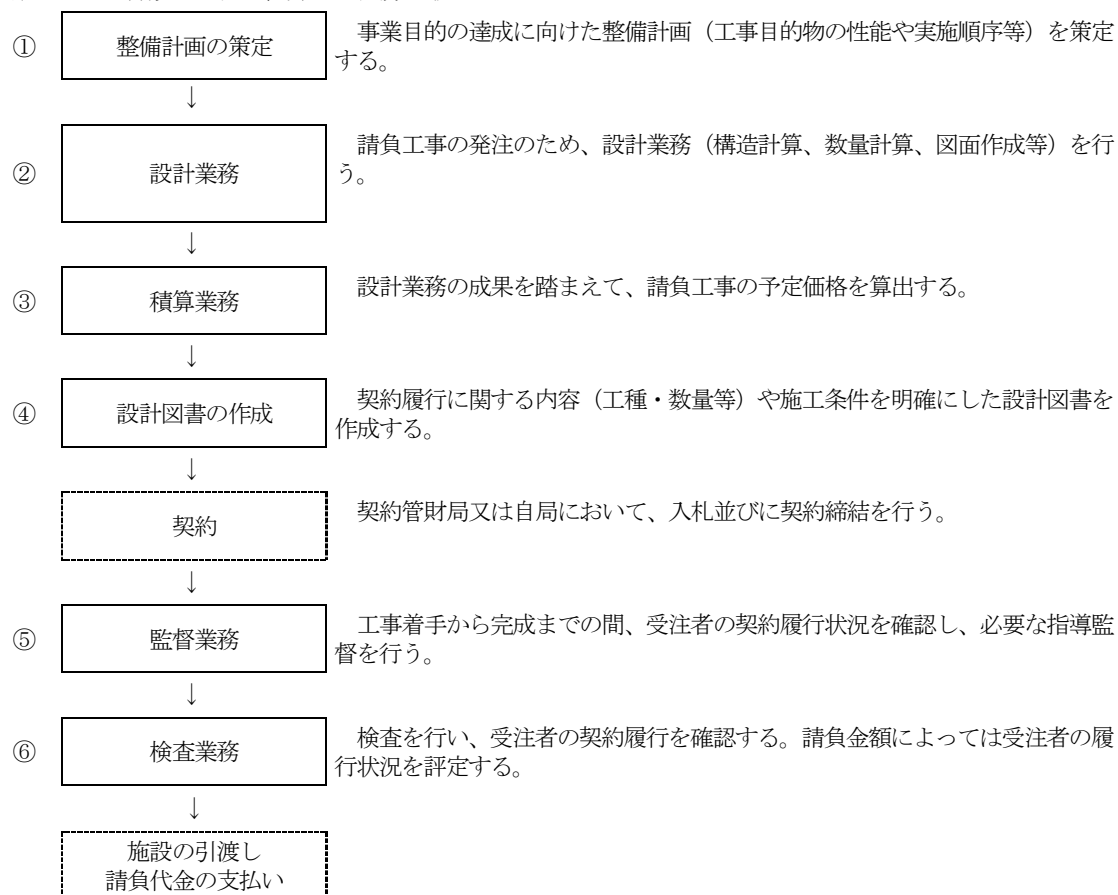
(注) 本市全体の設計、監督、検査事務の適正化推進のための取組など、工事管理をはじめとする技術的な取組を検討審議する専門的な組織（構成部局：環境局、都市整備局、建設局、大阪港湾局、水道局）

参考

1 請負工事に関する事務の流れ

環境局における請負工事に関する事務については、図表－５のとおり実施されている。

図表－５ 請負工事に関する事務の流れ



（注） 監査手続においては、以下のとおり分類する。

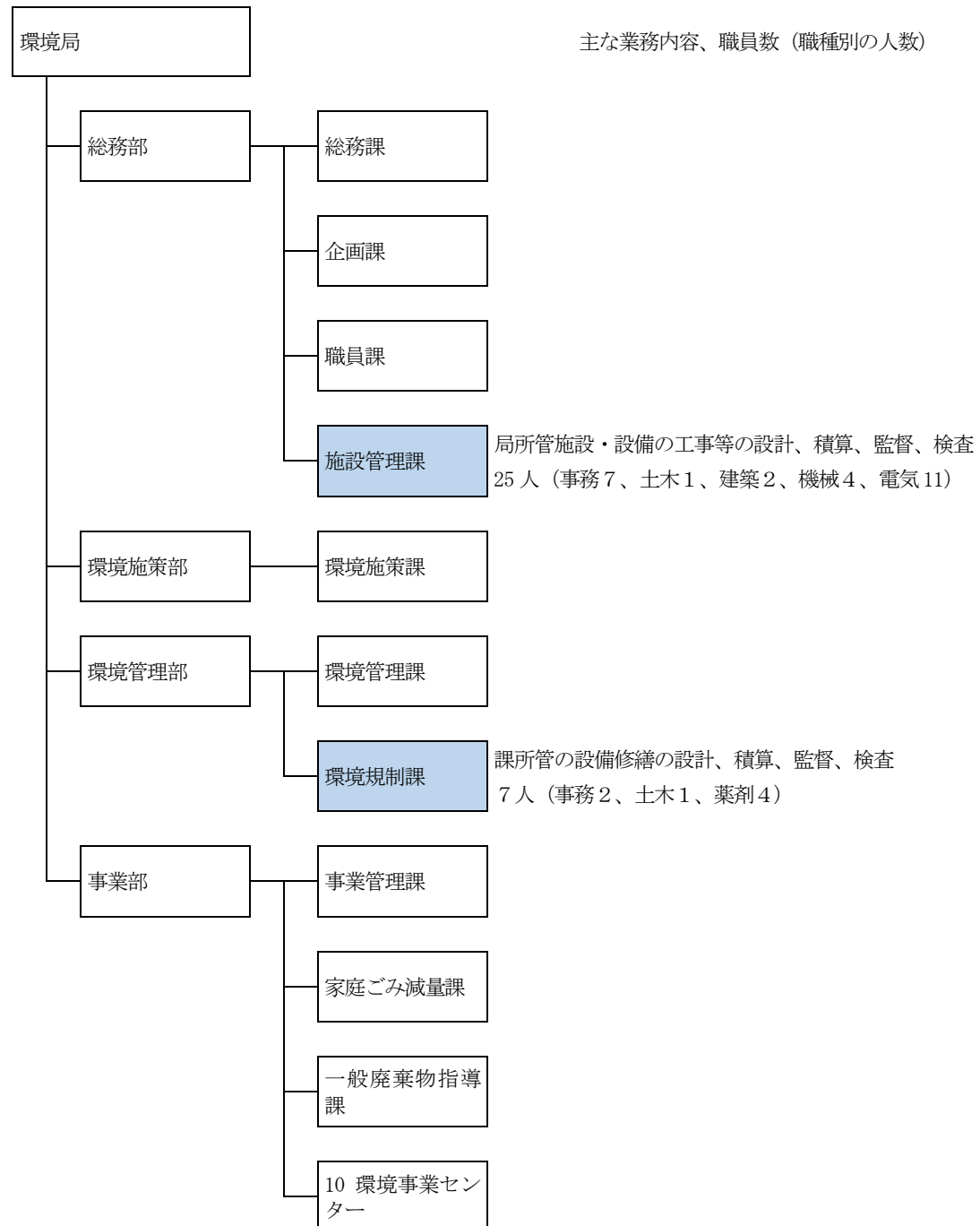
- 設計フェーズ①、②、④
- 積算フェーズ③
- 監督フェーズ⑤
- 検査フェーズ⑥

2 環境局所管の工事等に係る執行体制

工事等に係る業務執行体制（設計、積算、監督、検査）は、図表－6のとおりである。

なお、施設管理課においては、他課所管施設・設備の工事等の設計、積算、監督、検査も担当している。また、環境規制課においては、令和5年度以降、施設管理課に工事等の設計、積算、監督、検査を依頼している。

図表－6 請負工事等に係る執行体制



（注） 着色部は、監査対象部署を示す。なお、各課の職員数には、課長級を含む。

3 監査対象案件（請負工事、業務委託）

令和4・5年度に完成、完了した請負工事（192件）と業務委託（1件）の中から、適正に施行されていない場合に想定されるリスク（図表－7）を踏まえ、図表－8に示すとおり、監査対象案件を選定した。

なお、請負工事、業務委託それぞれの抽出状況は、図表－9、10のとおりである。

図表－7 請負工事並びに業務委託において想定されるリスク

分類	抽出理由	想定されるリスク
契約	契約金額が高額なもの	・工種が多く、ミスが発生する可能性が高い ・工事費への影響が大きい
	落札率が低いもの	粗雑工事（手抜き施工）が発生する
	設計変更があるもの	適切な設計金額が設定されていない
	工期延期があるもの	適切な工期が設定されていない
	随意契約しているもの	競争性が働かず、落札率が高くなる
入札	一者入札案件	契約条件が適切に設定されていない
	性能発注（事業者に委ねる部分が多い）	履行確認が不十分となり、施設の性能等が確保できない
工事内容	特殊な材料・工法を使用するもの	・特殊材料や特殊工法の必要性を検証していない ・特殊工法に対する積算ミスや履行確認の不備
その他	工事成績評定点が低いもの ^(注)	出来形、出来ばえ等の工事品質が低下する
	社会的に影響の大きいもの	・事業が適切に進捗しなければ、市民生活に支障をきたす恐れがある（地震対策・老朽化対策等） ・事業が適切に進捗しなければ、社会的な影響が生じる恐れがある（万博関連等）
	不適正施工や事故の発生によりリスクが顕在化したもの	再発防止策が継続的に実施されていなければ、不適正施工や事故が再発する恐れがある

（注） 工事成績評定点 65 点未満の成績があった者については、翌年度の受注可能本数が減となり、工事成績評定点 60 点未満のとき、2 か月入札参加停止措置が行われる。

（「契約管財局発注工事に係る受注可能本数の制限要領」「大阪市競争入札参加停止措置要綱」）

図表－８ 本監査の対象案件（請負工事、業務委託）

抽出 番号	種別	請負工事・業務委託の名称
1	土木	令和５年度 瓜破斎場残骨地下保管施設設置工事
2	土木	平野区長吉出戸用地舗装新設その他工事
3	土木	令和４年度 服部霊園雨水管整備工事
4	建築	中浜霊園ほか２か所フェンス設置工事
5	建築	もと南恩加島詰所フェンス設置工事
6	建築	堂島公園喫煙室基礎設置工事
7	建築	相合橋公衆便所多目的建具修繕
8	建築	自然体験観察園東詰所２階ガラス修繕
9	機械	令和４年度 瓜破斎場火葬設備改修工事
10	機械	令和５年度 瓜破斎場火葬設備改修工事（その２）
11	機械	令和４年度 北斎場火葬設備改修工事
12	機械	西南環境事業センター空調設備その他改修工事
13	機械	西九条公衆便所用給水管撤去工事（その３）
14	機械	東北環境事業センターほか１か所排水処理設備修繕
15	機械	市営南港中住宅４３号棟ほか４か所真空式ごみ収集設備修繕
16	機械	大阪市立三国センターガスヒートポンプ空調機修繕
17	電気	令和５年度 北斎場直流電源装置更新工事
18	電気	南港管路輸送センター受変電設備その他改修工事
19	電気	大阪市立葬祭場（やすらぎ天空館）誘導灯設備改修工事
20	電気	鶴見斎場中央監視装置および案内表示設備修繕
21	電気	令和４年度西南方面資源ごみ中継地トラックスケール用データ処理プロセッサ修繕
22	電気	大野川遊歩道公衆便所照明設備修繕
23	電気	ＵＮＥＰ国際環境技術センター自動火災報知設備修繕
24	測量	小林斎場測量業務委託

図表－9 対象案件の抽出状況（請負工事）

種別	対象工事		抽出工事		抽出率（参考）	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額
土木	11	207,829,600	3	95,871,600	27%	46%
建築	34	43,148,655	5	17,139,100	15%	40%
機械	108	728,833,808	8	357,655,003	7%	49%
電気	39	111,762,083	7	78,313,400	18%	70%
合計	192	1,091,574,146	23	548,979,103	12%	50%

（注） 請負工事の件数、金額には修繕を含む。

図表－10 対象案件の抽出状況（業務委託）

種別	対象業務委託		抽出業務委託		抽出率（参考）	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額
測量	1	2,120,800	1	2,120,800	100%	100%
合計	1	2,120,800	1	2,120,800	100%	100%

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(こども青少年局における児童福祉施設等の監理事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

こども青少年局における児童福祉施設等の監理事務
主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

こども青少年局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 児童福祉施設等の監理が適切に行われず、児童福祉施設等の不適切な運営により、利用児童の保育等の質が確保されないリスク	ア 児童福祉施設等の監理に関する規程、マニュアル等は適切に整備され運用されているか。	指摘事項1
	イ 過去に発生した事故等を踏まえた安全対策等に対する確認、指導は適切に行われているか。	—
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 児童福祉施設の検査について改善を求めたもの

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。）第38条には、市長は職員に年度ごとに1回以上、児童福祉施設が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならないと規定されている。

また、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」（以下「通知」という。）には、施行令第38条に規定する検査を含む児童福祉施設への指導監査の実施方法、実施計画の策定、実施結果の措置及び実地によらず検査をさせることができる場合の事項等が記載されている。

今回の監査において、こども青少年局が監理する児童福祉施設等に対し、年度ごとに1回以上、実地による検査をしているか確認したところ、助産施設及び児童家庭支援センターには当該検査を行っておらず、児童厚生施設には聞き取りによる検査は行っていたものの、実地による検査は行っていなかった。また、上記施設に関する検査の実施計画を策定しておらず、実地

によらない検査とした判断の記録等もなかった。

こども青少年局によれば、他の事業で検査等が行われている施設であることなどから、児童福祉施設として通知に基づいた検査を実施していなかったとのことであった。

なお、他の事業の検査等の結果記録などの入手もしていなかった。

これは、当該施設について、児童福祉施設の検査対象としての認識が不十分であり、検査の実施方法や確認事項等を具体的に定めるなど、適切に検査を実施するための仕組みがないことが原因である。

現状では、当該施設が適切に運営されていることが確認できず、利用する児童等の心身の安全が確保されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

こども青少年局は、助産施設、児童家庭支援センター及び児童厚生施設の検査について、他の検査結果等を有効に活用する等、効率的な方法も検討した上で、実施方法、確認事項等を定めるなど、法令等に基づき実施する仕組みを構築されたい。

第7 その他

留意すべき事項

保育所、認定こども園等では全国的に重大事故が繰り返し発生しており、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、児童福祉施設等の設備及び運営の基準として条例で定めるべき事項に「児童の安全の確保」が追加されるなど、安全への対策が厳しく求められている。

今回、監査対象とした児童福祉施設等（1,281施設）のうち、保育所、認定こども園等（1,266施設）の指導監査等を実施する幼保企画課においては、平成29年度に実施した監査委員監査の結果^(注)を受けて以降、指導監査等を実施する体制を強化するとともに、指導監査等の実施要綱を制定し、実施要綱に基づき重点事項を定めた実施計画を策定の上、月に1回の内部会議による進捗管理の徹底を行うことなどにより、年度ごとに1回以上の指導監査等が実施されていた。

(注) 幼保企画課が実施している児童福祉施設に対する指導監査について、原則1年に1回の運用となっていない施設があることを指摘したもの。

また、職員が確認すべき内容を記載した監査調書やチェックシートの作成及び指摘の基準や文言の統一化などにより、指導監査等を効率的かつ効果的に実施する工夫も見られた。

こども青少年局は、所管するその他の児童福祉施設等についても、上記のような工夫等も参考に検査方法等を整理するなどして、今後も児童等が心身ともに安全に安心して利用できるよう監理されたい。

参考

図表 今回の監査の対象とした児童福祉施設等の施設数及び検査の実施状況等（令和５年度）

児童福祉施設等	施設数 (注) 1	実地による 検査の実施 施設数	検査担当課	従事職員数（職種） (注) 2
児童厚生施設	8	0 (注) 3	管理課	係長級 1 人（事務 1 人）
助産施設	6	0	こども家庭課	係長級 2 人、係員 2 人（事務 4 人）
児童家庭支援センター	1	0		
乳児院	6	6	幼保企画課	係長級 8 人、係員 6 人 （事務 12 人、保育 2 人） 会計年度職員 9 人 （事務 5 人、保育 2 人、栄養 2 人）
母子生活支援施設	4	4		
児童養護施設	11	11		
保育所	396	396		
保育所型認定こども園	19	19		
幼保連携型認定こども園	60	60		
家庭的保育事業	9	9		
小規模保育事業	214	214		
事業所内保育事業	6	6		
認可外保育施設 (注) 4	541	540		
合 計	1, 281	1, 265		

(注) 1 令和５年４月１日現在の施設数（公設置施設を除く。）。

2 令和６年３月３１日現在の職員数。職種は（）内に略号で記載し、「事務」は事務職員、「保育」は保育士、「栄養」は栄養士を表す。

3 聞き取りによる検査は実施。

4 令和５年４月１日以降に設置及び検査実施までに廃止した施設があるため、施設数と検査等の実施施設数は同数ではない。

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(中之島高速鉄道株式会社)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

1 対象事務

中之島高速鉄道株式会社

・主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

計画調整局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	指摘事項 1
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	—
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項 2
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(4) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 収入印紙の管理記録について改善を求めたもの

本法人の経理規程第 25 条（その他資産の管理）において、「その他の資産については、必要に応じて台帳を設けて管理する。」と規定されている。本法人は、収入印紙の受入、払出及び残枚数について、従来から有価証券受払簿（種別ごとに作成）を使用し管理している。

今回の監査において、有価証券受払簿（収入印紙 10 万円）を確認したところ、令和 6 年 3 月 8 日に 4 枚の購入（受入）及び令和 6 年 3 月 25 日に同数の使用（払出）があるにもかかわらず、受払簿に記載されていなかった。

なお、受払簿の記載は令和 2 年 3 月 19 日の記録が最後であった。

これは、収入印紙は購入後数日で使用することが多く、使用後は残数が残らないこと及び 1 万円以上の収入印紙は、使用しない間は金庫に保管するため、受払簿を作成する必要性が低いとの認識であったことが原因である。

現状では、収入印紙の紛失のリスクや、換金性が高いため横領のリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

本法人は、収入印紙の管理について、受払簿を正確に記録・作成されたい。

2 計算書類の注記について改善を求めたもの

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第三編計算関係書類第 5 章注記表において、計算書類について注記すべき内容が規定されている。

今回の監査において、本法人の計算書類の注記について確認したところ、次の事実が見受けられた。

- ・ 会社計算規則第 105 条第 1 項第 2 号（株主資本等変動計算書に関する注記）において、株主資本等変動計算書に関する注記事項として「当該事業年度の末日における自己株式の数」と定められている。そのため、個別注記表の（株主資本等変動計算書に関する注記）として、令和 5 年度の末日における自己株式の数を記載する必要がある。

しかし、令和 5 年度の末日において自己株式を 200 株保有しているものの、個別注記表（株主資本等変動計算書に関する注記）において、自己株式の数が記載されていなかった。

これは、自己株式を保有している場合、個別注記表の株主資本等変動計算書に関する注記において自己株式の数を記載しなければならないという会社計算規則に対する認識がなかったことによるものである。

- ・ 会社計算規則第 112 条第 3 項において、関連当事者との取引に関する注記は、一定の区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならないと規定されており、具体的には、関連当

事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針 13 号）開示例 1．関連当事者との取引の区分に準拠して表示しなければならない（会社計算規則第 3 条：会計慣行のしん酌）。

しかし、本法人は、京阪電気鉄道株式会社について、会社計算規則第 112 条第 4 項第 4 号に定める「その他の関係会社の子会社」に該当する関連当事者として、関連当事者との取引に関する注記には、「親会社及び法人主要株主等」に分類表示しているが、「その他の関係会社の子会社」は「兄弟会社等」に分類されるため（前記適用指針開示例参照）、「親会社及び法人主要株主等」とは別に、「兄弟会社等」の区分を設けて記載すべきである。

これは、京阪電気鉄道株式会社は、会社計算規則第 112 条第 4 項第 4 号に定める「その他の関係会社の子会社」に該当する関連当事者であり、関連当事者との取引に関する注記においては、「兄弟会社等」の区分を設けて記載すべきであるとの認識がなかったことが原因である。

- ・ 1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 4 号）第 34 項によると、「1 株当たり純資産額は、普通株式に係る期末の純資産額を、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数で除して算定する。」と規定されている。

この点、本法人は、1 株当たり純資産額を、普通株式に係る期末の純資産額を期末の自己株式数を控除せず普通株式の発行済株式数で除して算定し、45,717.07 円として注記していたが、正しくは、45,734.57 円となる。

これは、1 株当たり純資産額を注記する際、普通株式に係る期末の純資産額を期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数で除して算定するという会計基準を認識していなかったことが原因である。

現状では、財務諸表等の開示が適正になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 2]

財務諸表等の作成にあたっては、作成者以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行うとともに、必要に応じて会計監査人等の専門家に助言や指導を得られるようにするなど、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。

第 7 その他

なし

令和6年度監査委員監査結果報告の公表について

(大阪港埠頭ターミナル株式会社)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

1 対象事務

大阪港埠頭ターミナル株式会社

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

大阪港湾局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	指摘事項 1 指摘事項 2
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項 3
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	指摘事項 6
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	—
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(4) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項 4
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	指摘事項 5

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織

及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 余剰資金の資金計画作成及び取締役会決議については是正を求めたもの

【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】

事業計画・予算に沿った長期的な資金繰りを整理し、各年度の余剰資金を把握するとともに、運用金額の上限や運用先の商品種類を事前に定めておくことで、より安全かつ効率的な資金運用が可能となる。そのため、団体の経理規程では、資金計画作成及び運用枠の設定が定められている。

しかし、団体の資金計画について状況を確認したところ、資金運用に関し、資金計画作成及び運用枠の設定をしていないとのことであった。

現状では、無計画に資金運用を行うことで、通常の資金繰りを圧迫するなど、不適切な運用が行われるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 団体は、事業計画・予算に沿った資金計画を作成し、取締役会の承認を得られたい。
2. 取締役会の承認を得た資金計画の範囲内で余剰資金を運用されたい。

2 有価証券の取得決議については是正を求めたもの

【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】

1億円以上の有価証券を取得する場合は、有価証券管理規程に沿って、取締役会決議を得て行う必要がある。しかし、団体は、金銭信託（額面5億円）を取得した際に、稟議書にて社長の決裁を得ているものの、取締役会決議を得ていなかった。

団体によると、金銭信託は、有価証券管理規程上、有価証券に分類しているが、預金と同様の性格を有するものと認識していたため、有価証券には該当せず、取得に際して取締役会決議が必要ないとの誤った理解をしていたとのことであった。

現状では、適切なガバナンスに基づく決議を得ることなく、不適切な運用が行われるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

団体は、有価証券の範囲を適切に理解し、1億円以上の有価証券を取得する場合は、取締役

会決議を得られたい。

3 PC管理について是正を求めたもの

【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】

団体が使用するPCの管理にあたっては、廃棄予定分を含め、保有する全てのPCについてその保管状況を把握すべきである。

しかし、団体のPC保管状況について確認したところ、現在使用しているPCについては、利用者とPCが紐づく形で一覧管理されているが、廃棄予定のPCの一部が一覧表から漏れていた。また、廃棄予定のPCの中には、「データが削除されているか確認できていないものがある。」とのことであった。

現状では、個人情報や機密情報などが漏洩することで法人のレピュテーション（社会的信用、評判、ブランド価値）を毀損するリスクや職員等がPC等の換金可能資産を横領するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

団体は、廃棄予定のPCを含め、保有している全てのPCを一覧表に明記し、PCの取得、運用、廃棄の各段階において適切に管理する仕組みを構築されたい。

4 セキュリティ管理について是正を求めたもの

【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】

団体は平成25年度出資団体監査において、財務会計システム等の利用にあたって、ID及びパスワードによる利用制限が行われていなかったため、パスワードの桁数等の基準の設定と定期的なパスワードの変更を行うよう指摘を受けていた。

しかし、前回監査の指摘事項に対する措置状況を確認したところ、過去に実施した監査による指摘により、財務会計システム等に対して、ID及びパスワード管理を行えるシステムを導入したものの、パスワードの桁数等の基準が設定されていなかった。

現状では、安易なパスワード設定により個人情報や機密情報などが不正利用されることで法人のレピュテーションを毀損するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項4]

団体は、国民のためのサイバーセキュリティサイト（総務省ホームページ）の「安全なパスワードの設定・管理」等を参考に、パスワードの設定条件を、桁数や英字、記号等を盛り込んだものとされたい。

5 役員報酬限度額の設定について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

株式会社では、取締役自身が自己の報酬を決定するにあたり、過大な報酬額とならないよう、会社法（平成 17 年法律第 86 号）において、取締役及び監査役の報酬限度額を株主総会で決議することが認められている。

しかし、団体の平成 20 年 6 月に定時株主総会で決議された報酬限度額は、現在の役員の実際支給額に比べてかなり高額に設定されていた。

現状では、取締役が自らの役員報酬を高額に設定するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5]

大阪港湾局は、取締役及び監査役の報酬限度額を実態に合わせた適正な額とするよう、株主として報酬限度額の改定を提案されたい。

6 団体株式の売却について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

大阪港湾局は、当該団体の株式売却を目指す方針を出し、平成 27 年に、主たる団体出資者数社と集中的に売却交渉を行った経緯がある。また、それ以降も団体出資者と継続的に株式売却に関する協議を続け、令和 2 年及び 3 年には現出資者以外の株式取得希望者とも協議を行った。

しかし、上記活動後も、団体株式の売却が進んでいない。

大阪港湾局によると、これは、当該団体が物資別専門埠頭のターミナルオペレーションを行う大阪埠頭倉庫株式会社、石炭等のエネルギー専門埠頭を運営する大阪北港埠頭株式会社、鉄鋼埠頭を運営する大阪港鉄鋼共営埠頭株式会社の 3 つの出資団体が合併した団体であり、現在もサイロ、バルク、鉄鋼の異なる 3 つの事業を行っていることから、株式売却に当たって全ての事業を引き受ける相手を見つけることが困難であることが原因とのことである。

現状では、大阪港湾局が自ら定めた方針に合致しない状況が続き、今後も監理コスト（監督・管理の行うための人件費など）が発生し続けることが懸念される。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項6]

大阪港湾局は、団体株式の売却が着実に進展するように具体的な戦略と計画を早期に策定し、株式売却に取り組まれない。

第7 その他

留意すべき事項

【大阪港湾局に対して】

団体において、近年、営業活動から生ずる損益が2期連続マイナスとなっている事業があること、役員報酬が大幅に増額されたこと、事業拡大のために取得した企業が取得直後に債務超過に陥っていること、団体の役員がその企業の役員を兼務し報酬を得られる構造となっていることなどが判明した。

これらは、いずれも本市の保有する団体株式の毀損につながる可能性があるものであり、団体の株式の半数以上を保有する大株主として、団体に対して必要な説明、報告を求めるとともに、適切な指導等を行うことが求められる。

所管所属である大阪港湾局は、市民の財産を預かっているという意識をもって、財産管理の観点から、早期に経営実態を把握した上で、適切な助言、指導を行うなど大株主としての役割を果たされたい。